

参考様式第5-1号

名農水第237号
令和6年9月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	名取市 (42072)
地域名 (地域内農業集落名)	高柳地区 (高柳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集積集約化があまり進んでいない。
- ・農業機械、施設等の更新時の資金確保や調達が難しくなってきた。
- ・畠地を借りてほしいが、受け手が見つからない。
- ・狭小な農地、未整備農地の耕作が厳しくなってきている。

【地域の基礎的データ】

農業者:94人(うち法人5経営体)

主な作物:水稻、花き、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人等の担い手農家の経営安定化や水稻や園芸作物経営(野菜等)を推進するため、農地中間管理事業を活用し、担い手へ農地の面的に集積し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産を行えるよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化区域を除く農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の農業を担う者への集積・集約を進める。
- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、持続的農業を実現する。
- ・地区内の認定農業者の受け入れ余力の活用と育成強化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・水田における生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下余田Ⅱ期地区(高柳、下余田成田・草倉田他)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・離農者から地区内の担い手への経営継承に繋がるよう取り組みつつ、必要に応じて地域外からも新規就農を含め多様な経営体を募り、担い手の意向を踏まえながら関係機関と連携し、農業を担う者として育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・地区内で農作業の効率化を図るため、作業の受託ができる事業体へ農作業の一部を委託するとともに、作業の受託ができる事業体の情報を集約・共有し、作業の委託が必要な経営体が活用できる環境を整備する。これにより、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	④畠地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、耕作放棄地の管理や農作物の廃棄方法、防護柵設置等について地域で取り組む。
- ③スマート農業等の新しい技術を活用し、作業効率の向上や省力化を図る。
- ⑦離農者が所有する農地の継承支援に取り組む。